

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成19年2月1日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第202条の規定に基づき、秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査等の通知及び結果の報告)

第2条 監査又は検査若しくは審査（以下「監査等」という。）を行うときは、監査委員は期日を指定し、あらかじめ監査等の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査等を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

2 監査等の結果の報告又は通知若しくは公表は、当該監査等の終了後速やかに行うものとする。

(公表の方法)

第3条 監査委員が行う公表は、秋田県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第2号）に定める公表の例による。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。